

産業廃棄物処分業許可証



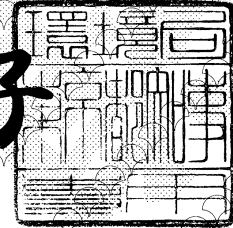
住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 雅裕

第14条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 7年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

中和：汚泥※、廃酸、廃アルカリ

※ 水に可溶で重金属が含有していないものに限る。ただし、炭酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、炭酸カルシウムについては容量25kg以上の容器入りのものに限る。

(以上3種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都墨田区本所四丁目29番2号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類 | 単独処理能力 | 混合処理能力 | 設置年月日 | 許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|----------|--------|-----------------------|-----------|------|---------|
| 中和 | 汚泥 | | 21.6m ³ /日 | 昭和59年2月1日 | --- | --- |
| | 廃酸 | | | | | |
| | 廃アルカリ | | | | | |

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月 1日 新規許可
 平成 30年 4月 1日 変更許可 第5回
 平成 30年 9月 26日 変更許可 取り扱う産業廃棄物の種類の追加（汚泥）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)



産廃エキスパート

認定番号：4-17-C0055S



東京都